

# 洛西タウンセンターエリア公共空間活用に向けた仮設拠点設置等の検討業務 募集要項

## 1 業務の名称

洛西タウンセンターエリア公共空間活用に向けた仮設拠点設置等の検討業務

## 2 業務の概要

### (1) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

### (2) 業務の期間

契約の日から令和9年3月31日(水)まで

### (3) 予定価格

本業務の規模は、13,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

### (4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

### (5) 支払い条件

委託料は、業務完了後、受託者からの請求に基づき支払う。

### (6) 成果物の納品先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

### (7) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行い、京都市の文書による承認を得なければならない。

## 3 参加資格等

### (1) 本公募の参加要件

本公募締切日(書類提出日)前日時点で、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。また、本公募は単体企業に加え、共同企業体の参加も認める。

ア 本公募に参加しようとする者(共同企業体である場合はその代表者)は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿(京都市競争入札参加有資格者名簿(測量・設計等)における登録種目が建築設計であるもの)に登載されている者であること。構成員については、必ずしも建築設計の有資格者である必要はないが、本市入札参加有資格者名簿(物品・委託等を含む)に登載されていることが望ましい。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 公募に参加しようとする者(共同企業体である場合はその代表者)は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所としての登録を行っている建築士事務所であること。

### (2) 配置担当者等の要件

#### ア 統括責任者

(ア) 自社（共同企業体である場合はその代表者）の社員であること。

(イ) 過去5年間に公共空間や商業施設等を活用した市民協働や公民連携等によるまちづくり活動の拠点運営や、市民協働や公民連携等によるまちづくりに関する企画運営に関する実務経験<sup>※1</sup>を有する者。

#### イ 主任技術者（設計担当技術者）

(ア) 自社（共同企業体である場合はその代表者又は構成員）の社員であること。

(イ) 次のA又はBのいずれかに該当すること。

A 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の建築設計の実務経験<sup>※1</sup>を有する者

B 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の建築設計の実務経験<sup>※1</sup>を有する者

※1 実務経験の年数は、一般事務等（単なる写図、業務補助、庶務、会計、労務等）に従事した期間以外の在職期間とする。

### (3) その他

ア 契約後、提出物に記載された配置担当者は、病気、死亡等の特別な場合を除き、変更できない。

イ 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

## 4 応募手続

### (1) 提出物

本公募に応募する者は、以下の提出物を所定の提出期限までに提出を行うこと。様式は、京都市情報館のホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000352154.html>

からダウンロードし、A4判の帳票として印刷のうえ使用すること。

提出物の提出後、上記2(1)の参加要件に満たない事が判明した場合は、その旨を当該応募者に理由を付して通知をする。参加要件がない旨の通知を受けた者は、当該通知を受領した日から京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く5日以内に、本市に対し、書面により、その理由についての説明を求めることができる。

本市は、当該書面を受領したときは、その日から、休日を除く5日以内に、書面により回答する。

#### ア 参加希望申出書

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。なお、共同企業体の場合は商号又は名称を「洛西タウンセンターエリア公共空間活用〇〇・××共同企業体」とし、住所又は所在地、代表者氏名は共同企業体の代表者とすること。（〇〇及び××には構成員の企業名の略称を入れることとし、3者以上の場合は随時追加すること。）

イ 配置担当者一覧

ウ 配置担当者調書<sup>※2</sup>

※2 配置担当者調書に記載の業務実績を証明する書類を添付すること。(例：契約書、業務仕様書 等)

エ 業務実施に関する調書

オ 提案事項に関する調書

カ 見積書

キ 建築士法第23条の3に規定する一級建築士事務所登録通知書(写し)

ク 設計担当技術者の資格を証明し得る資料(資格者証の写し)

ケ 共同企業体協定書(共同企業体の場合のみ提出)

## (2) 提出部数

原本：1部提出(A4判タテ型、2穴片面印刷)

副本：原本をPDF形式に変換し、電子メールで送信

## (3) 提出方法

原本は郵送又は持参による(当日消印有効)。なお、郵送による場合は、配達の確認を電話にて行うこと。副本は電子メールにて提出し、提出日の午後5時までに必ず着信の確認を電話にて行うこと。

## (4) 提出期間

令和8年3月31日(火)から令和8年4月20日(月)午後5時(必着)

## (5) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課(担当 小谷、小島、前波)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488(分庁舎)

電話(075)222-3666

電子メールアドレス [newtown@city.kyoto.lg.jp](mailto:newtown@city.kyoto.lg.jp)

## (6) その他

本業務の前提となる以下の構想・プロジェクトは京都市ホームページから閲覧すること。

◆ホームページアドレス

- ・「洛西グランドデザイン2033 vol.2」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000341288.html>

- ・「洛西タウンセンターエリアにおける公共空間再整備構想」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000341294.html>

- ・リビングラボ実証事業

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000342994.html>

- ・市民協働プロジェクト「RAKUSAI Pub. Lab.」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/55-12-11-0-0-0-0-0-0-0.html>

## 5 募集に関する質疑

### (1) 質疑の方法

本要項に関する質疑は文書（様式自由）による（必ず電話による受信確認を行うこと。）。

ア 提出期限：令和8年4月7日（火）午後5時まで

イ 提出方法：電子メール又は持参による

ウ 提出先：上記「4(5)提出先」と同じ

## (2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、令和8年4月10日（金）午後5時までに、京都市ホームページにおいて公開することとする。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000352154.html>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

## 6 受託候補者の選定

提出された書類に基づき、参加者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。

### (1) 選定方法

下記(2)に掲げる評価項目について採点し、提案の順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。ただし、本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

なお、参加資格者が1者であった場合も、受託候補者として選定するかについて審査を行う。

### (2) 評価項目

別紙2参照

## 7 選定結果の通知

- (1) 選定の結果は、令和8年5月11日（月）頃を目途に応募者へ書面で通知する。
- (2) 受託候補者に選定されなかった者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に、書面により、その通知結果について説明を求めることができる。これへの回答は、前述の書面を受領した日から休日を除く7日以内に、書面で行う。
- (3) 受託候補者の選定後、選定の結果（参加者数、選定された事業者名、評価点及び選定理由）を京都市情報館において公表する。

## 8 応募上の留意点

- (1) 提案は1者につき1つとする。複数の提案は認めない。
- (2) 提出物（企画提案書等）の作成及び提出に掛かる費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における提出物の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された提出物は、返却しない。
- (5) 提出された提出物について、情報公開請求を受けた場合は、受託候補者の選定後に、請求者に公開することがある。ただし、京都市情報公開条例第7条の各号に該当するものは非公開とする。
- (6) 提出物等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な

場合には、提出物の内容を京都市が無償で使用できる。

- (7) 提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (9) 次に該当する提出物を提出した場合は、失格となる場合があるため、注意すること。契約後に判明した場合は、契約を取り消すことがある。
  - ア 虚偽の記載があると認められるとき
  - イ 提出方法、提出先及び提出期限が、指定された方法と異なるとき
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
  - エ 記載内容が各様式の留意事項に適合しないとき
  - オ 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (10) 本プロポーザルにおいて知り得た内容については、契約の有無を問わず、何人にも漏らしてはならない。
- (11) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合、失格となる場合があるため、注意すること。

## 9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は次点の提案者と順次契約に関する協議を行う。

## 10 問合せ先

上記「4(5)提出先」と同じ。